(宛先) 栃木市長

申請者 住所 氏名

建替え後の住宅の設計者及び工事監理者の確認

建築士法(昭和25年法律第202号)第3条の3第1項規定により、延べ面積が100㎡を超える木造の2階建て以下の戸建て住宅を新築する場合は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければその設計又は工事監理をしてはならないこととされていますが、延べ面積が100㎡以下である下記建築物について、設計者及び工事監理者は下記のとおりです。

【新築する建築物】

概要

構造・用途・階数・延べ面積 敷地の地名地番等 栃木市

【設計者】

	年	月 日
上記建築物の設計を適正に(□ 行います [□ 行いました)。	□ 提出済
住 所		
氏 名		
建築士の資格(一級 二級 木造) ()登録第	号
電話番号 ()		
建築士事務所名		
【工事監理者】		
	年	月 日
上記建築物の工事監理を適正に(□ 行います	□ 行いました	<u>-</u>)。
住 所		
氏 名		
建築士の資格(一級 二級 木造) ()登録第	号
電話番号 ()		
建築士事務所名		

※工事監理者については、事業完了後に再度提出していただきます。